**神戸新長田日本語学院学則**

**第１章　総　則**

（目的）

**第１条**　本学は、外国人に対する日本語教育を行い、地域との交流を図り、将来母国と日本との懸

け橋となる人材を育成し、日本と諸外国の交流・親善に寄与することを目的とする。

（名称）

**第２条**　本学は、神戸新長田日本語学院という。

（位置）

**第３条**　本学は、兵庫県神戸市長田区腕塚町９丁目７番１３号に置く。

**第２章　コース、修業期間、収容定員及び休業日**

（コース・修業期間、収容定員）

**第４条**　本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１部・第２部 | コース名 | 修業期間 | 収容定員 | クラス数 | 備　考 |
| 第　１　部（午　前） | 進学Ⅰコース進学Ⅱコース | １年６月２年 | ２０人２０人 | １クラス４クラス | １０月生…２０人　４月生…８０人 |
|  | 小計 |  | １００人 | ５クラス | 　４月生…８０人１０月生…２０人 |
| 第　２　部（午　後） | 進学Ⅰコース進学Ⅱコース | １年６月２年 | ２０人２０人 | １クラス３クラス | １０月生…２０人　４月生…６０人 |
|  | 小計 |  | ８０人 | ４クラス | 　４月生…６０人１０月生…２０人 |
| 計 | １８０人 | ９クラス |  |

（始期・終期等）

**第５条**　本学の各コースは、４月または１０月に始まり、３月に終わる。

２　前項の期間を分けて、次の学期とする。

1. 第１学期　　４月１日から９月３０日まで
2. 第２学期　１０月１日から３月３１日まで
3. ≪一年を超えるコースの場合は、学年制に規定を置くことも可≫

（休業日）

**第６条**　本学の休業日は、次のとおりとする。

1. 土曜日
2. 日曜日
3. 国民の祝日に関する法律で規定する休日
4. 夏季休業（７月２６日から８月２５日まで）
5. 冬季休業（１２月２３日から１月８日まで）
6. 春季休業（３月２６日から４月８日まで）
7. 秋季休業（９月２６日から１０月８日まで）

２　教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

３　非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

**第７条**　授業の終始時刻は、次の各号の定めるとおりとする。

　（１）第１部　始業　　９：００　　終業　１２：２５

　（２）第２部　始業　１３：１０　　終業　１６：３５

**第３章　教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織**

（教育課程）

**第８条**　本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の１単位時間は、４５分とする。

1. 進学Ⅰコース

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 授業レベル | 内容 | 週当たり授業時間数（週数） |
| 初級A及びB | 日本語基礎となる文型を学習し、聞き・話す力を身につける。 | ２０時間（２０週間） |
| 初中級A及びB | 基礎文型を使いこなす応用力を身につけ、読み書きの力を伸ばす。 | ２０時間（２０週間） |
| 中級A及びB | より日本語らしい表現を身につけ、日本事情や日本文化を理解する。 | ２０時間（２０週間） |
| 計 |  | １２００時間（６０週間） |

1. 進学Ⅱコース

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 初級A及びB | 日本語基礎となる文型を学習し、聞き・話す力を身につける。 | ２０時間（２０週間） |
| 初中級A及びB | 基礎文型を使いこなす応用力を身につけ、読み書きの力を伸ばす。 | ２０時間（２０週間） |
| 中級A及びB | より日本語らしい表現を身につけ、日本事情や日本文化を理解する。 | ２０時間（２０週間） |
| 上級A及びB | 日本語らしい表現、言い回しを学び、日本に対する理解を一層深める。 | ２０時間（２０週間） |
| 計 |  | １６００時間（８０週間） |

（学習の評価）

**第９条**学習の評価は、試験成績、出席状況、授業評価等を総合して決定し、５段階評価とする。

（教職員組織）

**第１０条**　本学に次の教職員を置く。

1. 校長
2. 主任教員
3. 教員　９人以上（うち専任４人以上、うち１人主任兼務）
4. 生活指導担当者４人以上（うち専任２人以上）
5. 事務職員４人以上（うち専任２人以上）

２　前項のほか、必要な職員を置くことができる。

３　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

≪職員会議等の会議に関する規定を置くことも可≫

**第４章　入学、休学、退学、卒業及び賞罰**

（入学資格）

**第１１条**　本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

1. １８歳以上で、１２年以上の学校教育を修了した者、または同等の学歴を有する者
2. 日本語能力検定試験N5以上合格、または同等の日本語能力を有する者
3. 在学中の学費・生活費を支弁できる者、または本人に代わる経費支弁者がある者
4. 不法滞在歴・犯罪歴のない者

（入学時期）

**第１２条**　本学への入学は、年２回とし、その時期は４月及び１０月とする。

（入学手続）

**第１３条**　本学への入学手続きは、次のとおりとする。

1. 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第１９条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
2. 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
3. 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第１９条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

（休学・復学）

**第１４条**　生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、７日以上休学しようとする場合は、その

事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可

を受けなければならない。

２　休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学する

ことができる。

（退学）

**第１５条**　退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

（修了・卒業の認定）

**第１６条**　校長は、教育課程で定められた各授業科目について第９条に定める学習評価を行い、一

定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

２　校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

（褒賞）

**第１７条**　校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

（懲戒処分）

**第１８条**　生徒が、その学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

２　懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の３種とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
3. 正当な理由がなく出席常でない者
4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

**第５章　生徒納付金**

（生徒納付金）

**第１９条**　本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

1. 入学検定料 ３０，０００円
2. 入学金 ５０，０００円
3. 授業料 ５０，０００円（月額）
4. 教材費 ３０，０００円（年額）
5. 健康管理費　　　 　５，０００円（年額）
6. その他納付金　　 １０，０００円（年額）

（納入）

**第２０条**

１　生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならな

い。

２　生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

３　特別の事由がある場合、第１項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部

又は一部を減免することがある。

（滞納）

**第２１条**　生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を２月以上滞納し、そ

の後においても納入の見込みのない場合は、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

（生徒納付金の返還）

**第２２条**　既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表明をした場合は、入学金と入学検定料と事務手数料を除いた生徒納付金を返還する。

**第６章　雑則**

（寄宿舎）

**第２３条**　寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

（健康診断）

**第２４条**　健康診断は、毎年１回、別に定めることころにより実施する。

（細則）

**第２５条**　この学則の施工についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和６年４月１日から施行する。